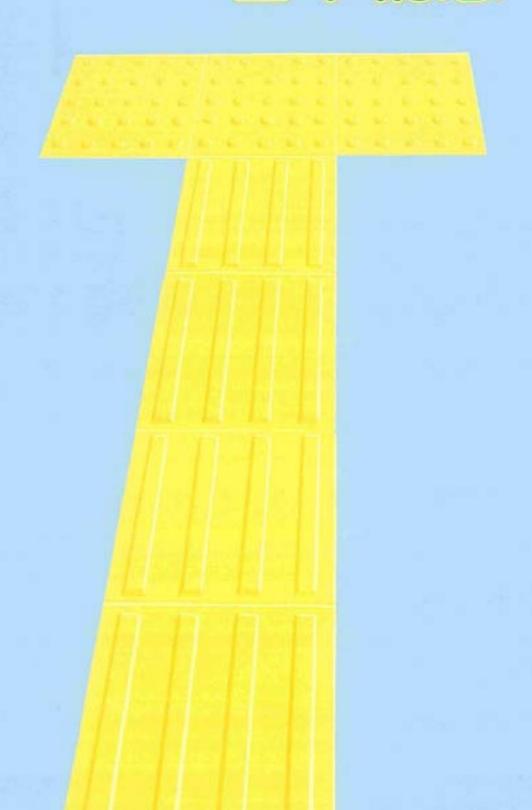
府中市交通バリアフリー 基本構想



だれもが安心して移動できるまちに向けて



急速な高齢化の進行や、障害のある人などが地域で普通に生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の浸透に伴い、高齢者や身体に障害のある人の自立した日常生活や社会生活の確保が求められています。

このような中、国は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性と安全性の向上を目指して、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を定めました。

府中市では、この法律に基づき、府中駅と府中本町駅周辺で一定の地区を定め、重点的・一体的な交通バリアフリー化を図る「府中市交通バリアフリー基本構想」を策定いたしました。この基本構想に基づき、各事業を実施する関係者が協力して、平成22年までに駅および駅周辺を含めた重点整備地区内で、バリアフリー化事業を実施してまいります。

また、ユニバーサルデザインにも配慮したハード面のバリアフリー化だけでなく、ソフト面の心のバリアフリーにも取組み、市民並びに関係の団体・事業者の皆様とともに、安心していきいきと暮らせるまちづくり、安全で快適に住めるまちづくりを進め、「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現に努めてまいります。

本基本構想の策定にあたり、検討を重ねていただきました交通 バリアフリー基本構想策定協議会委員をはじめ、まち歩き点検調査 などでさまざまなご意見をいただきました市民の皆様に心から感 謝申しあげます。

平成 1 6 年 1 月

府中市長 野口, 生直

【目次】

第1章 1 2 3 4	基本構想策定にあたって 基本構想策定の趣旨 基本構想の位置付け 目標年次 策定経過		4 5
第2章 1 2 3 4 5	府中市の概要 府中市の地勢 府中市の人口 公共交通機関の状況 公共公益的施設の状況 交通安全施設 (バリアフリー対応型信号機)の設置状況	1 1	8 1 7
第3章 1 2	府中市の交通バリアフリー整備方針 基本方針 移動の円滑化に関する整備方針		
第4章 1 2 3 4	重点整備地区の位置及び区域 重点整備地区候補の選定 重点整備地区の選定 重点整備地区の位置及び区域 重点整備地区の概要	3	2
第5章 1 2	移動の円滑化を図る経路 移動の円滑化を図る経路の位置付けと整備内容 移動の円滑化を図る経路		
第6章 1 2 3 4	実施すべき事業の内容 公共交通特定事業 道路特定事業 交通安全特定事業 その他の事業	4	7 7
第7章	その他考慮すべき事業	5	1
第8章	今後の取組	5	3
府中 府中	料 P市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱 P市交通バリアフリー基本構想策定協議会の協議経過 P市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿	5	7 8

第1章 基本構想策定にあたって

基本構想策定の趣旨 1

府中市では、すべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境の実現と ともに、市民の主体的な参加による物心両面にわたる障壁のない社会を築くため、平成8年に 府中市福祉のまちづくり条例を定め、市、市民及び事業者が互いの理解と協力の下に福祉のま ちづくりを推進しています。

一方、国では急速な高齢化の進行や、 1ノーマライゼーションの理念の浸透にともない、高 齢者や身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性が増していることから、 高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上(以下、「移 動の円滑化」といいます。) を目指して、平成 12 年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関 を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下、「交通²バリアフリー法」といいます。)」 が公布、施行されました。

この法律に基づき、市町村は、移動の円滑化にかかわる事業を重点的・一体的に推進する地 区を決めたうえで、その地区における旅客施設とその周辺の移動経路を構成する道路、駅前広 場などについて、移動の円滑化の方針や事業に関する内容を盛り込んだ基本構想を策定し、一 方で事業に関係する各事業者においては、基本構想に基づいて事業計画を作成し、事業を進め ていくことになりました。

これを受けて、府中市においても、交通バリアフリー法に基づく交通バリアフリー基本構想 を策定し、重点的・一体的な交通バリアフリー化を図ることとしました。そこで、基本構想の 策定を目的とした「府中市交通バリアフリー基本構想策定協議会」(以下、「協議会」といいま す。) を、市民や事業者の協力の下で平成 14 年 8 月に設置し、討議やまち歩き点検調査、 ワークショップ、関係団体からの意見聴取などさまざまな活動を通じて、幅広い検討が行われ てきました。

その協議会での活動結果を踏まえ、府中市では、市内の交通バリアフリー化を推進するため の基本方針、事業の方向性を明らかにすることを目的として基本構想を作成しました。

- 1 ノーマライゼーション:障害のある人とない人が、地域社会の中でともに生きることが当然の 姿であるという考え方。
- 2 バリアフリー:障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁を除去するという意 味で、建物や道路などの段差など、生活環境上の物理的障壁の除去を言うこと が多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべ ての障壁の除去という意味でも用いる。
- 3 ワークショップ:市民参加型のまちづくりにおいて、参加者が自由に多くの意見を出しあいな がら、合意形成をめざす話し合いの手法。

【参考】交通バリアフリー法とは

交通バリアフリー法の趣旨

高齢者、身体障害者、そのほか妊産婦などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため

駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を促進する。

駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。

交通バリアフリー法の枠組み

- 交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定は、市町村にゆだねられている。
- 国が定めた基本方針は大きく分けて二つの流れがあり、次ページ右のフローのとおり、公 共交通事業者(鉄道、バス事業者等)は、施設・車両を新設する場合のバリアフリー化は 義務となり、既存施設のバリアフリー化は努力義務となっている。
- もう一つの流れとして、次ページ左のフローのとおり、市町村が旅客施設(駅やバスターミナル)及びその周辺の地区を重点整備地区とし基本構想を策定する場合には、公共交通特定事業者(鉄道、バス事業者等)、道路特定事業者(国道、都道、市道管理者)、交通安全特定事業者(公安委員会)は、バリアフリー化の整備目標やスケジュールを定める必要が生じ、予定通りの整備の遂行が課せられる。

このことにより、ある一定のまとまったエリアのバリアフリー化が確実に実現する。 整備費用については、国及び東京都からの支援が得られる。 「交通バリアフリー法」は、このような枠組みで進められます。

基本方針(国)

移動円滑化の意義および目標 移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項 市町村が作成する基本構想の指針 など

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

基本構想(市町村)

1日の利用者数 5,000 人以上の駅などの旅客施設およびそ の周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定 旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のため の事業に関する基本的事項 など

公共交通特定事業│道路特定事業│交通安全特定事業

その他の事業 ・駅前広場、通路等

公共交通事業者が 本構想に沿って 基本構想に沿って 事業計画を作成 事業計画を作成 し、事業を実施 し、事業を実施

・道路管理者が基・都道府県公安委員 会が基本構想に沿 って事業計画を作 成し、事業を実施

一般交通の用に 供する施設につ いて必要な措置 駐車場、公園等の

構造基準への 適合

支援措置 事業者に対し、国及び都からの助成

公共交通事業者が講ずべき措置

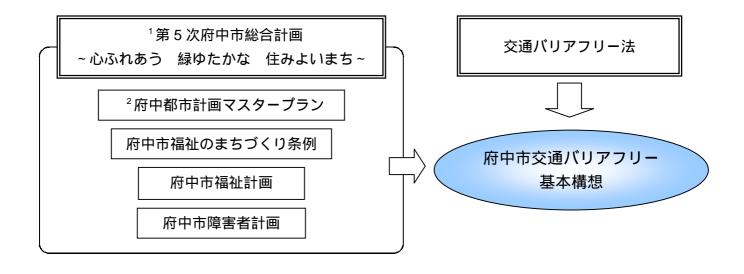
新設の旅客施設、車両について の公共交通事業者の義務

- ・旅客施設を新設する際の基準 適合義務
- ・車両を導入する際の基準適合 義務

既設の旅客施設、車両について の公共交通事業者の努力義務

2 基本構想の位置付け

府中市交通バリアフリー基本構想は、第5次府中市総合計画をもとに「府中都市計画マスタープラン」、「府中市福祉のまちづくり条例」、「府中市福祉計画」、「府中市障害者計画」などと整合を図りながら、交通バリアフリー法に基づく移動の円滑化に関する方向性を示す基本構想として位置付けるものとします。



¹ 総合計画:市の将来の長期的な展望のもとに、行政のあらゆる分野を網羅した総合的な計画であり、 行政運営の指針を定めたもの。

²都市計画マスタープラン:まちづくりの方針、将来の目標等を総合的にまとめたもの。

3 目標年次

この基本構想の目標年次は交通バリアフリー法の基本方針の目標年次を考慮し、平成 22 年 (2010 年)とします。

4 策定経過

本基本構想の策定にあたり、府中市では平成 14 年 8 月に学識経験者、市民、高齢者団体・ 身体障害者団体・商業関係の団体の代表者、公共交通等関連事業者から構成される「府中市交 通バリアフリー基本構想策定協議会」を発足させ、「重点整備地区や移動の円滑化を図る経路 にかかわる検討から、まち歩き点検調査、ワークショップによる問題点の洗い出しに至るまで、 市民と事業者、行政が一体となって基本構想の策定に取り組みました。

また、協議会委員のみならず、ワークショップやバリアフリー化に関する課題の整理などに おいては、関係諸団体や一般の市民の皆さんにも幅広くご協力をいただきました。

さらに、基本構想(案)を市民に公表し、意見・要望を募集し基本構想に反映させました。

¹ 重点整備地区:交通バリアフリー法に基づき、特定旅客施設を中心として重点的・一体的な整備が 必要であると基本構想に定める地区。

平成 13 年 2 月 交通バリアフリー法基本構想連絡調整会発足

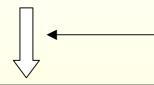
庁内関連部課職員による協議

- ・社会条件、交通機関、市内公共公益的施設等の状況把握
- ・市民アンケートの実施
- ・バリアフリー化整備に関する基本的姿勢、考え方の整理
- ・重点整備地区候補の検討



平成 14 年 8 月 交通パリアフリー基本構想策定協議会発足

重点整備地区候補の検討







点検調査の実施

ワークショップによる 問題点の洗い出し

協議会の様子

重点整備地区の検討 移動の円滑化を図る経路の検討



重点整備地区におけるバリアフリー整備課題の検討



各団体からの意見

バリアフリー化基本方針の検討 実施すべき事業の検討



基本構想(案)の作成



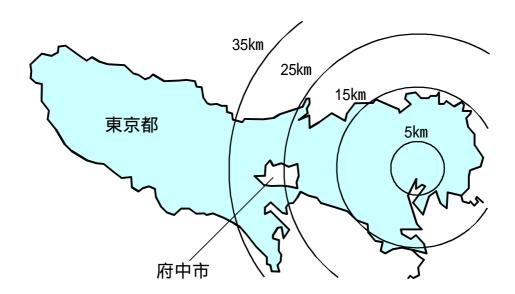
1パブリックコメントの実施、構想への反映

平成 16 年 4 月 基本構想の策定・公表予定

1 パブリックコメント:行政が新しい施策等を立案・変更する場合、市民の多様な意見を反映する機会を確保し、施策形成の一層の透明性を図る観点から原案を市民に 公表し、意見・情報を幅広く公募すること。

1 府中市の地勢

府中市は、東京都のほぼ中央に位置し、新宿から西方約22キロメートルの距離にあります。 面積は29.34平方キロメートルで、その広がりは東西8.75キロメートル、南北6.70キロメートル。南端に多摩川が流れ、ここから北へ約1.7キロメートルにわたって平坦地が広がり、これより東西に走る高さ約6~7メートルの崖線から北へ約2.5キロメートルにわたって立川段丘が広がっています。この段丘は西端で海抜70メートル、東端が海抜40メートルで、市内で最も高いところは武蔵台3丁目で海抜82メートルです。



2 府中市の人口

(1) 高齢者の人口

府中市の総人口は平成 13 年に 22 万人を超えてからも微増傾向にあり、平成 15 年 1 月 1 日では 227,000 人余りとなっています。

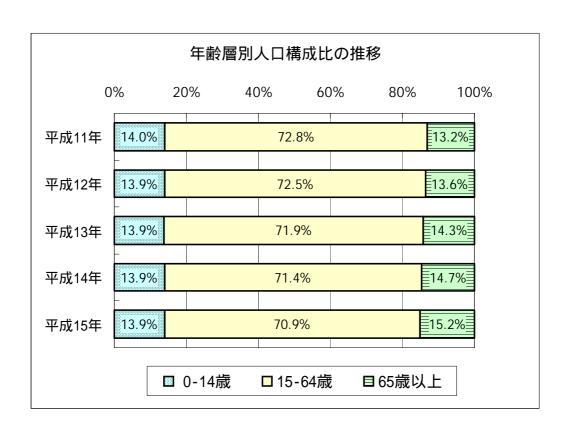
0~14歳の年少人口、15~64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口別に人口構成をみると、老年人口はわずかずつですが比率が伸びており、平成11年からの最近5年間では13.2%から15.2%と2.0ポイント増加していることから、府中市においても高齢化が着実に進行しています。

年齢層別人口の推移 (単位:人)

年次	総数		年少人口(0-14 歳)		生産年齢人口](15-64 歳)	老年人口(65 歳以上)	
十八	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
平成 11 年	217,523	100.0%	30,490	14.0%	158,387	72.8%	28,646	13.2%
平成 12 年	219,073	100.0%	30,455	13.9%	158,750	72.5%	29,868	13.6%
平成 13 年	220,699	100.0%	30,604	13.9%	158,632	71.9%	31,463	14.3%
平成 14 年	224,866	100.0%	31,266	13.9%	160,620	71.4%	32,980	14.7%
平成 15 年	227,095	100.0%	31,560	13.9%	160,985	70.9%	34,550	15.2%

出典:住民基本台帳(各年1月1日現在)

(注) 比率については端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。



(2) 将来人口想定

第 5 次府中市総合計画では平成 26 年に見込まれる人口を 237,000 人としています。 また同総合計画では、年少人口、生産年齢人口、老年人口の構成比は、次のように変化する と想定しています。

年区分	平成 15 年(2003 年)	平成 26 年(2014 年)
年少人口比	13.9%	12.0%
生産年齢人口比	70.9%	66.4%
老年人口比	15.2%	21.6%

(平成 15年 は住民基本台帳による現況値)

(3) 身体障害者の状況

身体障害者(児)手帳を所持している人の数の平成10年度から最近5年間の推移をみると、 毎年200人以上増えており、5年前に比べると1,200人近く増加しています。また、障害の部位の割合には大きな変化は見られませんが、実数では肢体に障害を持つ人が最も多くなっています。

障害部位別にみた身体障害者数の推移

(単位:人)

年次障害部位	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
視覚	381	397	424	433	443
1兄 見	(8.1%)	(7.8%)	(7.9%)	(7.7%)	(7.6%)
聴覚	538	581	617	650	689
堀 見	(11.5%)	(11.5%)	(11.5%)	(11.6%)	(11.8%)
言語	105	118	132	133	143
	(2.2%)	(2.3%)	(2.5%)	(2.4%)	(2.4%)
肢体	2,718	2,946	3,130	3,256	3,399
44 文化	(58.1%)	(58.2%)	(58.1%)	(58.2%)	(58.1%)
¹ 内部障害	940	1,022	1,081	1,127	1,177
以即時去	(20.1%)	(20.2%)	(20.1%)	(20.1%)	(20.1%)
<u></u> +⊥	4,682	5,064	5,384	5,599	5,851
計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

(各年度3月31日現在)



1 内部障害: 心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の総称。

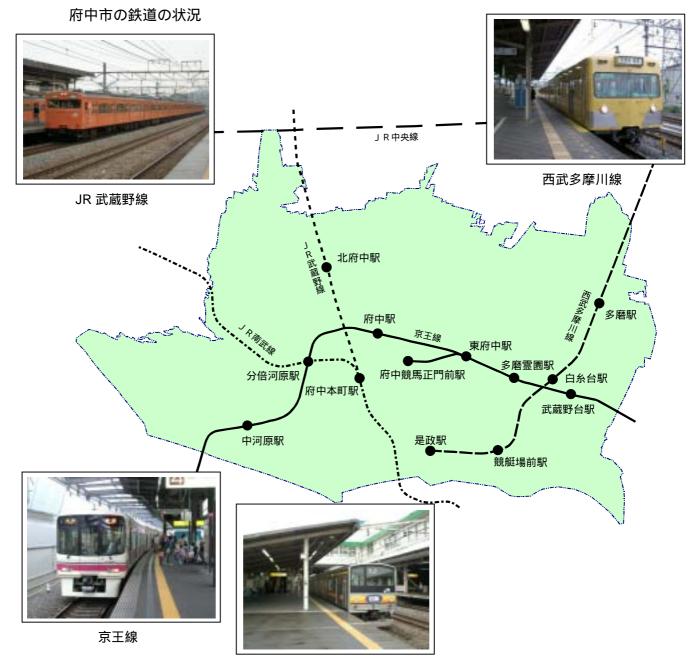
3 公共交通機関の状況

(1) 鉄道路線

府中市を通る鉄道路線は JR 南武線、JR 武蔵野線、JR 中央線、京王線、西武多摩川線の 3 事業者 5 路線があります。

駅については JR 線 3 駅、京王線 7 駅、西武線 4 駅、計 14 駅が設置されています。

ただし分倍河原駅は JR 南武線と京王線との乗換駅であり、同じ位置にあります。また、府中本町駅は JR 南武線と JR 武蔵野線との乗換駅ですが、事業者が同一であるので一つの駅として数えています。



JR 南武線

(2) 各駅の乗降人員

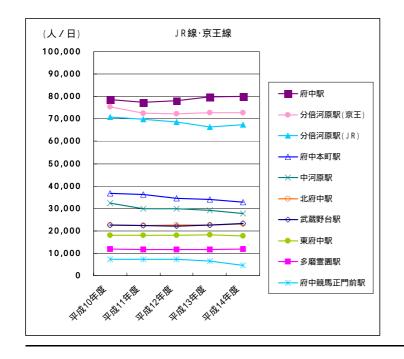
府中市内の鉄道駅 14 駅における 1 日あたりの平均乗降人員を下表に示します。特に乗降客が多いのは京王線府中駅と分倍河原駅であり、7万人以上の利用があります。一方、西武多摩川線白糸台駅と競艇場前駅の 2 駅では交通バリアフリー法における ¹ 特定旅客施設の適用要件(乗降人員が 5,000 人/日以上)を下回っています。

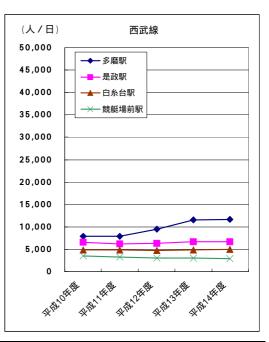
1日平均乗降人員の推移

(単位:人/日)

		平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	5 か年平均
JR 南武線	府中本町駅	36,760	36,248	34,600	34,000	32,742	34,870
	分倍河原駅	70,862	69,750	68,676	66,352	67,402	68,608
JR 武蔵野線	北府中駅	22,628	22,340	22,632	22,656	23,110	22,673
京王線	武蔵野台駅	22,687	22,229	22,189	22,695	23,361	22,632
	多磨霊園駅	11,948	11,667	11,783	11,717	12,003	11,824
	東府中駅	18,079	17,951	17,909	18,237	17,807	17,997
	府中競馬正門前駅	7,315	7,319	7,214	6,606	4,566	6,604
	府中駅	78,471	77,413	78,104	79,903	80,045	78,787
	分倍河原駅	75,320	72,582	72,370	72,769	72,645	73,137
	中河原駅	32,365	30,043	29,921	29,293	27,695	29,863
西武多摩川線	多磨駅	7,893	7,891	9,517	11,536	11,621	9,692
	白糸台駅	4,850	4,834	4,775	4,824	4,937	4,844
	競艇場前駅	3,548	3,316	3,094	3,090	2,976	3,205
	是政駅	6,535	6,207	6,321	6,646	6,634	6,469

出典:平成 10~13 年度は府中市統計書,平成 14 年版、西武線と平成 14 年度は事業者データ (注) JR については乗車人員を 2 倍した値を乗降人員としました。





1 特定旅客施設: 2010 年までにバリアフリー化を実現することが目標とされる、利用者の多い駅など。

(3) 鉄道駅のバリアフリー化の状況

鉄道駅のバリアフリー化の状況は下表のようになっています。車いすの移動についてはスロープや階段昇降機の設置などにより、どの駅でも何らかの対応がとられているほか、垂直移動が必要な駅の多くにはだれでも利用 できるエレベーターやエスカレーターが設置されています。

しかし、JR 線北府中駅では駅の構外の歩道から2階レベルにある改札口までは階段しかなく、車いす単独での利用ができない状態です。

また、西武線競艇場前駅では、車いすは上りホームにしか入ることができません。

鉄道駅のバリアフリー化の対応状況

	駅 名	ホーム階	改札階	垂直移動支援施設		福祉対応型	誘導チャイム	福祉対応型	点字案内板	点字運賃表	階段手すりの	列車接近装置	運行情報提供装置	備考	
	· 利 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ハーム 四	レスイレド白	構外~改札	改札~ホーム	構外~ホーム	トイレ	誘導デヤイム	券売機	点于条内似	从于 建貝农	点字表示	列甲按坦衣且	建1 川月秋灰洪衣且	MH -25
J	府中本町駅	1階	2階	エレベーター	車いす対応型エスカレーター 車いす用階段昇降機			(改札)		(トイレ)				(武蔵野線ホー ムのみ)	
R	分倍河原駅	1階	中2階	人道橋 (スロープ)	エレベーター		1	×		×	×			×	1
線	北府中駅	1階	2階	(階段のみ)	エレベーター 車いす対応型エスカレーター		×	(改札)		×			(音声のみ)		
	武蔵野台駅	1階	地下	(階段のみ)	(階段のみ)	車いす用スロープ	×	×		×				×	1
	多磨霊園駅	1階	1階		(階段のみ)	車いす用スロープ 車いす用昇降機		×		(トイレ)				×	
	東府中駅	1階	1階		スロープ	車いす用スロープ		×		(トイレ)			2	×	
京王	府中競馬正門前駅	1階	1階		スロープ			×		(トイレ)		-		×	
線	府中駅	3 階	2階	エレベーター 一般型エスカレーター	エレベーター 一般型エスカレーター		3	(点字運賃表) 点字案内板							
	分倍河原駅	2階	中2階	人道橋 (スロープ)	車いす用階段昇降機			×		(トイレ)					
	中河原駅	2階	1階		一般型エスカレーター 車いす用階段昇降機			×		(トイレ)				×	
	多磨駅	1階	1階	スロープ	スロープ			×	×	×	×	×	(音声のみ)	×	
西武	白糸台駅	1階	1階		スロープ		×	×	×	×	×	×	(音声のみ)	×	
線	競艇場前駅	1階	2 階	(階段のみ)	(階段のみ)	車いす用出入口 (上りホームのみ)	×	×	×	×	×	×	(音声のみ)	×	
	是政駅	1階	1階		スロープ			×	×	×	×		(音声のみ)	×	

(平成16年1月現在)

- 1 京王線側の福祉対応型トイレを使用可能
- 2 1番線ホーム (府中競馬正門前方向)は音声のみ
- 3 トイレへの音響案内装置あり

(4) バス

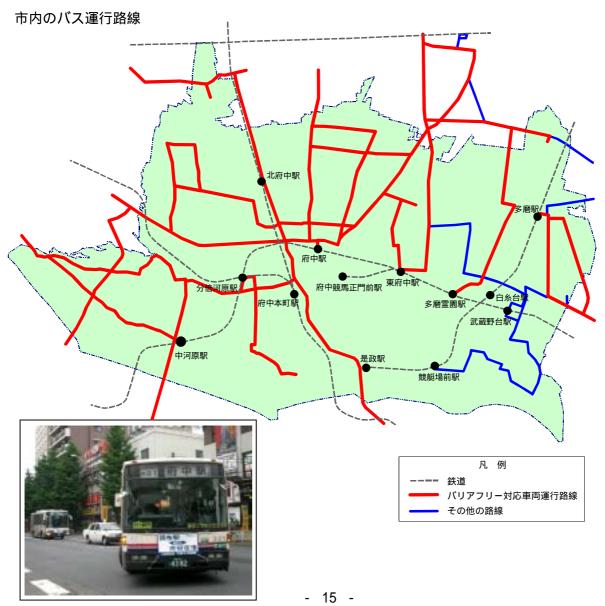
府中市内を起終点とする路線および市内を経由する路線には 38 系統あります。運行路線などは下図および次ページの表に示すとおりです。

市内では京王電鉄バス、京王バス中央、小田急バスの3事業者が運行を行っていますが、小田急バスの運行は、三鷹駅から朝日町・車返団地方面を結ぶ一部の路線に限られており、大部分を京王電鉄バスと京王バス中央が占めています。

また、京王電鉄バスと京王バス中央では、公共公益的施設や病院などを結ぶ主要路線においては、全便もしくはおおむね2本に1本の割合でバリアフリーに対応した車両が運行されています。

なお、平成 15 年 3 月現在、京王電鉄バスグループでは 684 台のうち、428 台 (62.5%) が バリアフリー対応車両になっています。そして、府中地区を運行する府中営業所では 45.0%、桜ヶ丘営業所では 73.9%の車両がバリアフリー対応化されています。

一方、市では路線バスのサービスを補完し、市の中心部に位置する公共施設、商業施設への 利便性を向上させるとともに、高齢者や身体障害者の社会活動への参加機会の拡大を図るため に、コミュニティバスを運行しています。



京王電鉄バス

注)14ページは製本の都合上、白紙ページであるため、PDF化はしていません。

市内のバス運行系統・バリアフリー対応車両運行状況

	路線名	系統番号	起点	経由地	終点	バリアフリー対応車両 運行路線
京王電鉄バス	国分寺	寺91	府中駅	明星学苑	国分寺駅南口	
京王電鉄バス	国立	国02	府中駅	東芝前	国立駅	
京王電鉄バス	国立	国03	府中駅	府中病院	国立駅(府中病院)	
京王電鉄バス	試験場	武82	武蔵小金井駅北口		多磨町	
京王電鉄バス	試験場	武83	武蔵小金井駅北口	多磨町	多磨霊園駅	
京王電鉄バス	試験場	麿01	多磨町		多磨霊園駅	
京王電鉄バス 京王バス中央	小金井	武71	府中駅	一本木	武蔵小金井駅南口	
京王電鉄バス 京王バス中央	小金井	武72	府中駅	一本木	武蔵小金井駅北口	
京王電鉄バス 京王バス中央	小金井	武73	府中駅	学園通郵便局	武蔵小金井駅南口	
京王電鉄バス 京王バス中央	小金井	武74	府中駅	学園通郵便局	武蔵小金井駅北口	
京王電鉄バス	東府中	府75	東府中駅	浅間山公園	武蔵小金井駅北口	
京王電鉄バス	東府中	府32	府中駅	浅間山公園	武蔵小金井駅北口	
京王電鉄バス	蛇窪	武61	国分寺駅南口	明星学苑・浅間町	武蔵小金井駅南口	
京王バス中央	谷保	国17	府中駅	谷保	国立駅(谷保)	
京王電鉄バス	府中新町	寺92	府中駅	新町第二公園	国分寺駅南口(新町)	
京王電鉄バス	競艇場	府31	府中駅	武蔵野台駅南口	競艇場前駅南口	
京王電鉄バス	府中四谷橋	国18	聖蹟桜ヶ丘駅	稲荷神社・府中西高校入口	国立駅	
京王電鉄バス	石田大橋	分53	分倍河原駅	日電正門	日野駅	
京王電鉄バス	四谷	中02	中河原駅	稲荷神社	都営泉二丁目	
京王電鉄バス	四谷	中03	中河原駅	日電正門	都営泉二丁目	
京王電鉄バス	四谷	桜08	聖蹟桜ヶ丘駅	中河原駅・稲荷神社	都営泉二丁目	
京王電鉄バス	四谷	桜09	聖蹟桜ヶ丘駅	中河原駅・日電正門	都営泉二丁目	
京王バス中央	外大	飛01	飛田給駅北口(調布駅)	東京外国語大学前	多磨駅	
京王バス中央	矢川	立62	府中駅	日野橋交差点	立川駅北口	
京王バス中央	七小	府42	府中駅	西府町三丁目	第七小学校	
京王バス中央	七小	府42	府中駅	府中IPJタワー前	第七小学校(インテリ)	
京王バス中央	七小	府41	府中駅		富士見公園前	
京王バス中央	大沢	武91	武蔵小金井駅北口	試験場	調布駅北口	
京王バス中央	大沢	武91	霊園裏門	試験場	調布駅北口	
京王バス中央	健康センター	府52	府中駅	分倍河原駅	健康センター	
京王バス中央	健康センター	分52	分倍河原駅	郷土の森	健康センター	
京王バス中央	稲城	府61	府中駅	矢崎町	稲城市立病院	
京王バス中央	府中病院	西国01	西国分寺駅	養護学校	府中病院	
京王バス中央	多喜窪	寺85	府中病院	国分寺駅南口	小平団地	
小田急バス	多磨連雀	鷹52	三鷹駅	多磨駅	朝日町	
小田急バス	多磨連雀	鷹52	三鷹駅	多磨駅・朝日町	朝日町三丁目	*
小田急バス	多磨連雀	鷹52	三鷹駅	多磨駅・朝日町	車返団地	
小田急バス	西野	鷹51	三鷹駅	西野・大沢	武蔵小金井駅	

すべての便で運行 おおむね半分以上の割合で運行

(平成15年10月現在)

(出典:事業者データ)

^{*} 小田急バス武蔵境営業所 車両数99両のうちノンステップスロープ板付車両7両 ワンステップリフト付車両 2 両

4 公共公益的施設の状況

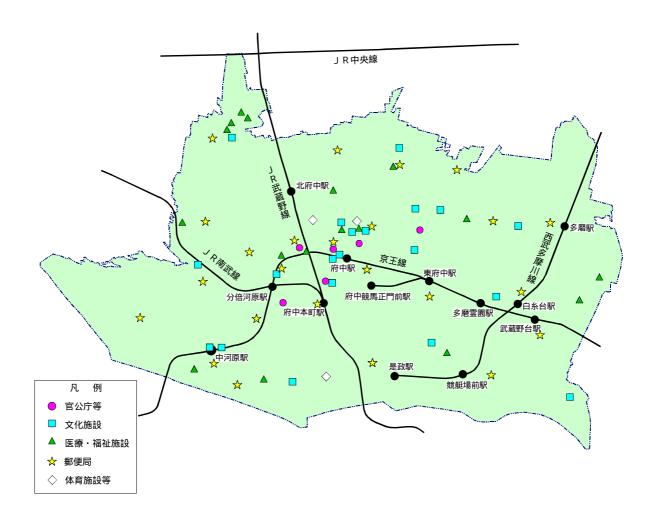
交通バリアフリー法では重点整備地区の要件の一つに「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設を含む地区であること」が挙げられています。

市内にある公共公益的施設のうち、「高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設、緊急対応の医療施設、その他施設」の分布状況は、下図に示すとおりです。そのうち、市内の駅から徒歩圏(半径約1キロメートル圏内)にある施設は次ページの表のとおりです。

分布状況は京王線府中駅周辺に 19 施設、その他 JR 線府中本町駅周辺に 10 施設、JR 線北府中駅周辺に 12 施設、京王線中河原駅、東府中駅周辺にそれぞれ 8 施設、JR 線・京王線分倍河原駅周辺に 6 施設で、残りの駅周辺には 1~4 施設となっています。

また、府中駅、府中本町駅、東府中駅、中河原駅の徒歩圏には、市を代表する施設が多く含まれています。さらに平成13年度に実施した「福祉のまちづくりに関するアンケート調査」において、高齢者や身体障害者の利用が多く見られた施設も、これらの地域に含まれています。

市内の公共公益的施設の分布状況



【市内鉄道駅の徒歩圏に含まれる施設】

駅名		公共公益的施設名称		施設数
府中本町駅	府中市役所 府中社会保険事務所 府中駅北第2庁舎 府中グリーンプラザ	ふれあい会館 府中グリーンプラザ分館 中央図書館	府中是政郵便局 府中本町二郵便局 府中八幡宿郵便局	10
北府中駅	武蔵台文化センター 府中医王病院 中央文化センター 府中公共職業安定所	教育センター 市民陸上競技場 府中公園 府中小金井保健所	市民医療センター 府中栄町郵便局 武蔵府中郵便局 府中日鋼町郵便局	12
武蔵野台駅	府中車返団地内郵便局 榊原記念病院	府中白糸台郵便局	府中小柳町郵便局	4
多磨霊園駅	白糸台文化センター	共済会桜井病院		2
東府中駅	生涯学習センター 府中の森市民聖苑 是政文化センター	府中の森芸術劇場 東京都府中生活実習所 府中市美術館	府中清水が丘郵便局 府中若松町郵便局	8
府中競馬正門前駅	府中八幡宿郵便局			1
府中駅	府中市役所 府中駅北第2庁舎 府中社会保険事務所 府中グリーンプラザ ふれあい会館 府中グリーンプラザ分館 中央文化センター	中央図書館 府中公共職業安定所 教育センター 市民陸上競技場 府中公園 府中小金井保健所	市民医療センター ルミエール府中 武蔵府中郵便局 府中三郵便局 府中日鋼町郵便局 府中日鋼町郵便局 府中本町二郵便局	19
分倍河原駅	片町文化センター 武蔵府中税務署	奥島病院 府中片町郵便局	府中美好郵便局 府中分梅郵便局	6
中河原駅	心身障害者福祉センター 府中恵仁会病院 住吉文化センター	女性センター・スクエア 21 四谷文化センター 府中中河原郵便局	東京多摩郵便局 府中四谷郵便局	8
多磨駅	紅葉丘文化センター 府中紅葉丘郵便局	都立府中養護学校	都立府中朝日養護学校	4
白糸台駅	白糸台文化センター 榊原記念病院	府中白糸台郵便局	府中車返団地内郵便局	4
競艇場前駅	是政文化センター	府中小柳町郵便局	共済会桜井病院	3
是政駅	府中是政郵便局			1

【 太字の施設は市民アンケート調査で、比較的多くの利用者が見られた施設】

5 交通安全施設(バリアフリー対応型信号機)の設置状況

バリアフリー対応型信号機とは、視覚障害者のために音響や音声で歩行者用信号の青を知らせる信号機や、高齢者等のために歩行者用信号の青時間を延長させる信号機、あるいは、これらを組み合わせた信号機のことで、市内では26箇所の交差点に設置されています。

● 音響式信号機:メロディー(「通りゃんせ」「故郷の空」)または鳥の鳴き声(「ピヨ・ピョ」「カッコ」)により歩行者用信号の青を知らせるもの。







● 高齢者等感応信号機:歩行者用信号の青時間を延長できるもの。



● 音響式と高齢者等感応式信号機併用:音響式信号機と高齢者感応信号機を組み合わせたもの。



● 音声信号機: 横断を待っている歩行者に対して、歩行者用信号の青時間の始まりなどを音声 (「青になりました。左右の安全を確かめて渡りましょう。」など)で知らせるも の。



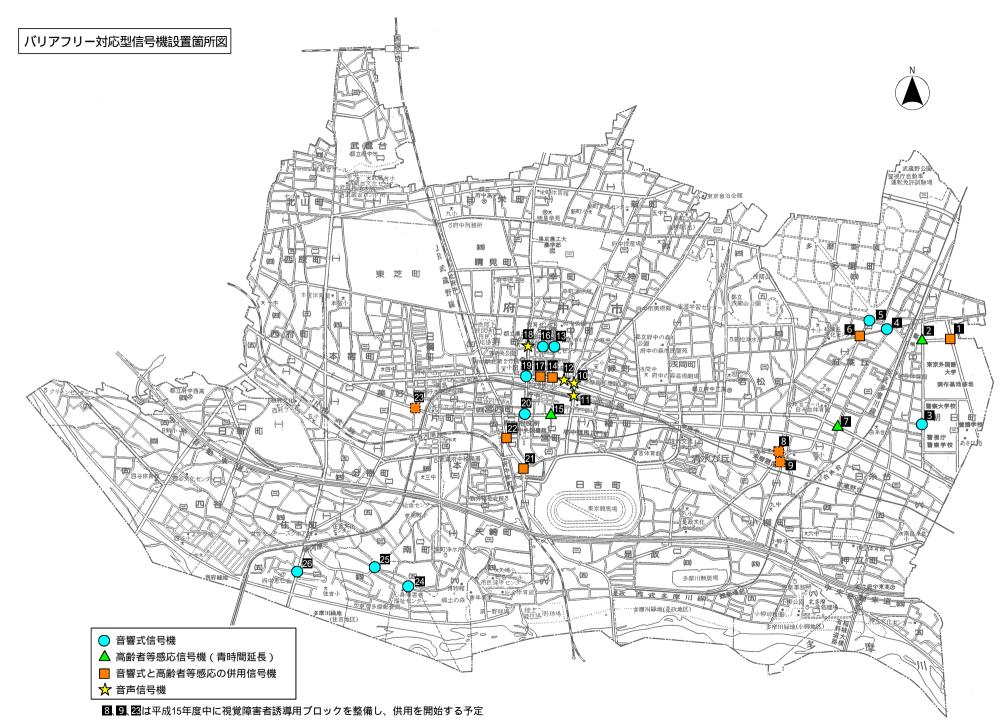


(注) これらの信号機には、押しボタンを押すだけでなく、身体障害者福祉法に基づく日常生活用具の給付制度により給付される小型送信機で作動するものもあります。

市内のバリアフリー対応型信号機の設置箇所

	市内のハリアフリー対	応型信号機の設置箇所	<u>, </u>
No .	交差点名称 (信号名称)	信号機機能	備考
1	武蔵野の森公園前	音響式 + 高齢者等感応信号機 音響式信号機	「通りゃんせ」+青時間延長(東西方向) 「故郷の空」(南北方向)
2	多磨駅入口	高齢者等感応信号機	青時間延長(東西方向)
3	朝日保育所入口 (朝日保育所入口)	音響式信号機	「通りゃんせ」(東西方向)
4	紅葉丘二丁目	音響式信号機	「ピンコン」(東西方向) 「ピヨ・ピヨ」(南北方向)
5	多磨駐在所前 (多磨駐在所前)	音響式信号機	「通りゃんせ」(東西方向)
6	多磨霊園正面入口 (多磨霊園正門前)	音響式 + 高齢者等感応信号機 音響式信号機	「ピヨ・ピヨ」+青時間延長(東西方向) 「ピンコン」(南北方向)
7	白糸台交番東 (白糸台交番東)	高齢者等感応信号機	青時間延長(南北方向)
8	府中清水が丘三丁目	音響式 + 高齢者等感応信号機	誘導ブロック未整備のため未供用(東西方向)
9	東郷寺通り (多磨霊園駅北)	音響式 + 高齢者等感応信号機	誘導ブロック未整備のため未供用(東西方向)
10	小金井街道入口 (小金井街道入口)	音声信号機	南北方向
11	府中電話局北	音声信号機	東西方向
12	府中警察署東 (府中警察署東)	音声信号機	南北方向
13	府中福祉会館前 (中央文化センター前)	音響式信号機	「故郷の空」(東西方向) 「通りゃんせ」(南北方向)
14	府中警察署前 (府中警察署前)	音響式 + 高齢者等感応信号機	「故郷の空」(東西方向) 「通りゃんせ」+青時間延長(南北方向)
15	府中宮町二丁目 (宮町二丁目)	高齢者等感応信号機	青時間延長(南北方向)
16	府中保健所東	音響式信号機	「ピヨ・ピヨ」(南北方向) *送信機使用時のみ
17	府中駅北口 (府中駅北口)	音響式 + 高齢者等感応信号機	「故郷の空」(東西方向) 「通りゃんせ」+青時間延長(南北方向)
18	府中保健所前 (府中小金井保健所前)	音声信号機	南北方向
19	府中寿町一丁目 (寿町一丁目)	音響式信号機	「通りゃんせ」(南北方向)
20	大国魂神社前 (大国魂神社前)	音響式信号機	「通りゃんせ」(南北方向)
21	府中本町駅入口	音響式 + 高齢者等感応信号機 音響式信号機	「通りゃんせ」+青時間延長(東西方向) 「故郷の空」(南北方向)
22	府中市役所前 (大国魂神社西)	音響式 + 高齢者等感応信号機	「通りゃんせ」+青時間延長(東西方向)
23	美好町三丁目東	音響式 + 高齢者等感応信号機	誘導プロック未整備のため未供用(南北方向)
24	身障者センター前 (福祉センター前)	音響式信号機	「通りゃんせ」(東西方向)
25	南町交番北	音響式信号機	「故郷の空」(東西方向) 「通りゃんせ」(南北方向)
26	府中住吉町五丁目 (住吉町五丁目)	音響式信号機	「通りゃんせ」(東西方向)
			(亚代15年10日11 左)

(平成15年10月現在)



第3章 府中市の交通バリアフリー整備方針

1 基本方針

府中市では高齢化が進む中で、高齢者が生きがいを持って充実した生活を営み社会参加する ために、障害となるものを除去するまちづくりが必要になっています。

また、障害のある人がすべてのライフステージ(育ち、学び、働き、憩う)において、地域でのくらしを続けられる社会をつくるために、障害のある人一人ひとりが自立し地域社会に参加して、自己実現を図ることができる地域社会、すなわちノーマライゼーションのまち府中の実現が求められています。

そのためには、すべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境の実現 とともに、物心両面にわたって障壁のない社会を築かなければなりません。

そこで本基本構想では、交通バリアフリー法に基づき、高齢者や身体障害者をはじめ、すべての市民にとって公共の交通機関を利用して移動がしやすいまちをつくるために、市、市民及び事業者が互いの理解と協力のもとで、安全で快適なバリアフリーの環境づくりや、公共交通の利便性の向上、福祉のまちづくりを推進することを目的として、基本方針を次のように定めます。

- だれもが利用しやすい公共交通機関を目指します
- だれもが歩きやすいまちを目指します
- + 心のバリアフリーを目指します

2 移動の円滑化に関する整備方針

だれもが利用しやすい公共交通機関を目指して

施設のバリアフリー化とソフト面での対応に努めます

高齢者や身体障害者だけではなく、多くの利用者にとってより使いやすい公共交通機関となるように、駅におけるエレベーターの設置やバリアフリーに対応したバスの導入など、施設や車両のバリアフリー化整備に努めます。

ソフト面では、公共交通事業者において利用者に対する適切な誘導・案内ができるように、 高齢者疑似体験や車いす体験、身体障害者の介助方法などに関する研修を行なっていますが、 これからも継続的に教育訓練を実施するとともに、利用者に対して、駅構内や車内でのアナウ ンスや掲示などを通じて高齢者や身体障害者に対する配慮を引き続き呼びかけていきます。

また、道路管理者と公共交通事業者が協力し、駅の構内から構外、バス停にかけて、¹視覚 障害者誘導用ブロックの連続性を確保します。

だれもが歩きやすいまちを目指して

歩車道の境を分かりやすくします

府中市の交差点には、横断歩道等の部分の歩道と車道との間にある段差をなくした、通称: ゼロ段差の整備を行っている箇所があります。ゼロ段差には、車いすの人や高齢者、ベビーカーを押した人などが歩きやすいというメリットがある反面、視覚障害者にとっては歩道と車道の境を足や白杖で認識することができないため、交通安全上危険であるというデメリットがあ

リ、「²道路の移動円滑化整備ガイドライン」では、 交差点の横断歩道等の部分の歩道と車道の段差は2セ ンチメートルを標準とすることが規定されています。

歩車道の境の構造については、全国でいろいろな試みが行われています。府中市ではそれらの事例も参考にしながら、現在あるゼロ段差の箇所については、視覚障害者が歩道と車道の境を認識でき、だれもが安心して通れるような交差点とすることを検討します。



現在のゼロ段差

- 1 視覚障害者誘導用ブロック:視覚障害者に対して経路を誘導したり、交差点やバス停、障害物などの位置や存在を知らせるために線状や点状の突起を付けたブロック。
- 2 道路の移動円滑化整備ガイドライン:「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造 に関する基準」に基づき、道路管理者が道路特定事業を行う際 の考え方を示した指針。

駅前周辺の歩道上には、通勤・通学や周辺の店舗等への買い物客による自転車の駐輪があり、 身体障害者をはじめとして、多くの人の歩行の妨げとなっている場所があります。

府中市では、放置自転車の撤去や自転車駐車場への誘導、自転車を置かないように呼びかけ を行うなどの放置自転車対策を行っていますが、今後も自転車駐車場の整備、放置自転車の撤 去強化、啓発活動などを行いながら、歩行者と自転車利用者が共に快適に利用できる歩行空間 づくりに市民の皆さん及び商業関係者の皆さんの理解と協力をお願いしていきます。

歩行環境の改善に努めます

歩道には街路樹により幅員が狭められていたり、歩道上の車止めポールや変電設備などが歩行者の妨げとなっている箇所があります。これらを改善するために、街路樹などに配慮しつつ、支障となるものの必要性、改良の可能性を見極め、できる限り幅員を広げたり、部分的に車いすのすれ違いスペースを確保するなど、歩行環境の改善に努めます。

また歩道上の商品の陳列などについては、商業関係者への指導を継続的に行っていきます。



「ツリーキーパー」を活用した幅員の確保

視覚障害者が分かりやすい視覚障害者誘導用プロックの敷設に努めます

視覚障害者誘導用ブロックについては、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」「視覚障害者 誘導用ブロック設置指針」などに、その敷設方法に関する指針が示されています。府中市にお

いては、それらのガイドライン等に基づきながら、場所や必要に応じて視覚障害者がより理解しやすく、歩きやすい視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法や形態を検討し、整備に努めます。

また、連続的な視覚障害者誘導用ブロックの敷設により誘導することが望ましい施設についても検討を進め、整備に努めます。

さらに、歩道と車道が段差によって分かれていない 道路(歩行者通行帯と車道の境界が白線のみで区切ら れている道路)についても、誘導方法を検討します。



歩行者通行帯と車道が 白線のみで区切られている道路の例

駅から公共公益的施設への経路や、多くの人が利用する施設周辺などを中心に、交差点周辺の住民の理解と協力をいただきながら、音響式信号機の整備を推進します。

また、広い交差点では、高齢者や車いすの人、小さな子供 連れの人などが青信号の間に渡りきれないことを防ぐために、 歩行者用信号の青時間を延長できる信号機の導入に努めます。



青信号の時間を延長できる信号機の例

駅構内の案内装置や、駅から公共公益的施設までの経路上の誘導サインを充実します

駅構内においては、音の出る案内装置の設置を検討し、視覚障害者などが施設の位置や構造などが分かりやすくなるように努めます。また、駅から主要な公共公益的施設までの経路上にある案内板の位置や内容を調査し、分かりやすくなるように必要に応じて改善します。

なお、視覚障害者に対する音による誘導方法については、より多くの人が使いやすいものとなるように、 現在のところ、さまざまな手法や機器が研究・開発さ



誘導サインの例

れています。本市においては、今後このシステムの導入について検討を重ねます。

心のバリアフリーを目指して

さまざまな啓発活動を進めます

例えば、バリアフリー化により視覚障害者誘導用ブロックが整備された歩道ができても、視 覚障害者誘導用ブロックの上や近くに自転車や商品が置かれてしまうと視覚障害者の歩行の 妨げとなります。幅の広い歩道ができても、その歩道をスピードを出した自転車が通ったりす れば歩行者にとっては危険で歩きにくい場所になってしまいます。また、聴覚障害者や内部障 害者は、外見からでは障害があることがわからないため、周りの人に理解してもらえず困るこ ともあります。

このような事例は一例に過ぎませんが、本当の意味でのバリアフリーを実現するためには、 歩道を整備したり、施設を使いやすくするだけではなく、それらを実際に利用する市民の皆さ んの理解や協力、心づかいが必要になります。

そこで、高齢者や身体障害者などがまちを歩く際に困っていることや困っている人への介助 方法、バリアフリーのための設備(視覚障害者誘導用ブロック、誘導チャイムなど)が持つ意 味や注意点などをまとめたパンフレットなどを作成し、広く市民の皆さんにお知らせしていき ます。

また、市主催のイベントを活用して啓発活動を進めます。

そのほかにも、自転車の運転マナーなどに関する啓発や、市民主体による福祉マップづくり、 学校教育などを通じた啓発活動を行い、市民の皆さんのバリアフリーへの理解がより深まるよ うに取り組んでいきます。



福祉まつりでの車いす体験の様子

第4章 重点整備地区の位置及び区域

1 重点整備地区候補の選定

重点整備地区を選定するにあたっては、特定旅客施設の要件(1 日あたりの平均乗降人員が5,000 人以上)を満たす市内 12 駅周辺地区のなかから、特にバリアフリー化の優先度が高いと考えられる地区を、駅の乗降人員、駅周辺にある公共公益的施設の性格や機能とその分布状況、市民(高齢者・身体障害者)を対象としたアンケート調査に基づく施設利用動向などをもとに検討しました。

駅周辺地区の比較

	駅名	平均乗降人員 (人/日)	周辺の 公共公益的施設数	特費
J	府中本町駅	34,870	10	市役所へのアクセス駅である。
R	分倍河原駅	68,608	6	駅利用者は多いが公共公益的施設は少ない。
線	北府中駅	22,673	12	公共公益的施設が多い。
	武蔵野台駅	22,632	4	公共公益的施設は少ない。
京	多磨霊園駅	11,824	2	駅利用者、公共公益的施設は少ない。
	東府中駅	17,997	8	高齢者等の利用施設が点在している。
王	府中競馬正門前駅	6,604	1	駅利用者、公共公益的施設が少ない。
	府中駅	78,787	19	市を代表する駅で市役所へのアクセス駅である。
線	分倍河原駅	73,137	6	駅利用者は多いが公共公益的施設が少ない。
	中河原駅	29,863	8	代表的な福祉施設がある。
西武線	多磨駅	9,692	4	駅利用者、公共公益的施設が少ない。
線	是政駅	6,469	1	駅利用者、公共公益的施設が少ない。

(平均乗降人員は最近5年間の平均)

その結果、交通バリアフリー法に基づいてバリアフリー化整備を検討することが望ましい地区として、次の5駅周辺地区を重点整備地区の候補としました。

重点整備地区候補

- ・ J R 線 府中本町駅周辺地区
- · J R 線 北府中駅周辺地区
- ·京王線 府中駅周辺地区
- · 京王線 東府中駅周辺地区
- · 京王線 中河原駅周辺地区

2 重点整備地区の選定

重点整備地区候補から、次の駅周辺地区を重点整備地区と定めます。

府中駅・府中本町駅周辺地区(両駅周辺地区の一体化)





府中駅

府中本町駅

選定理由

- ・駅乗降人員の多さ
- ・駅周辺の公共公益的施設の集中状況およびそれらの施設の利用状況
- ・バス交通の拠点であるバスターミナルが含まれること

なお、府中駅と府中本町駅との距離は約 700 メートルであり、駅勢圏が重なり合っていることや、両駅からのアクセスが考えられる公共公益的施設があることから、 両地区を一つの重点整備地区として考えます。

また、他の重点整備地区候補については、一連の整備過程で得られるバリアフリー化に関するさまざまなノウハウをもとに、将来的にバリアフリー化を図っていく方針です。

3 重点整備地区の位置及び区域

交通バリアフリー法では、重点整備地区の範囲は特定旅客施設を中心に概ね 500 メートルから 1 キロメートルの徒歩圏とすることを基本にしており、府中市においてもこの考え方に沿うものとします。

区域については、府中駅を中心におよそ1キロメートル以内の範囲で、高齢者・身体障害者 等が日常生活又は社会生活において利用する次の施設を含む範囲とし、区域を明確にするため に、幹線道路や鉄道によって囲まれた区域とします。

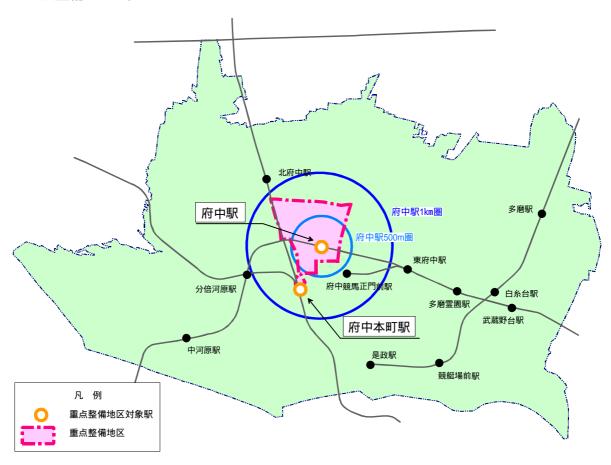
重点整備地区の面積 約85ヘクタール

重点整備地区内の公共公益的施設

府中市役所 府中駅北第 2 庁舎 武蔵府中郵便局 府中小金井保健所 市民医療センター 中央文化センター 中央図書館 ルミエール府中 府中グリーンプラザ 府中グリーンプラザ分館 ふれあい会館 府中公園

市民陸上競技場 市民球場 府中社会保険事務所 教育センター

重点整備地区の位置



重点整備地区(府中駅・府中本町駅周辺地区)



注)34ページは製本の都合上、白紙ページであるため、PDF化はしていません。 - 35 -

4 重点整備地区の概要

府中駅周辺及び府中本町駅周辺には、市役所をはじめ、府中グリーンプラザ、ふれあい会館、中央図書館、府中公園、武蔵府中郵便局などの多種多様な公共公益的施設があり、高齢者や身体障害者だけではなく、多くの人が駅から各公共公益的施設まで徒歩で移動しています。

また、府中駅周辺には大規模商業施設や小売店舗、飲食店などが多数あり、市内における商業の中心地になっており、公共公益的施設への来所者だけではなく、さまざまな人々でにぎわっています。

さらに、府中駅からは市内・市外を結ぶバス路線が多数発着しており、駅前のバスターミナルは、府中市のバス交通の拠点となっています。

なお、この地区には、府中駅南口地区の再開発事業区域が含まれており、そのうちの第三地区は、平成17年3月のオープンを目指して事業が進められています。



府中市役所



府中駅バスターミナル



フォーリス前



本町コミュニティーエレベーター

第5章 移動の円滑化を図る経路

1 移動の円滑化を図る経路の位置付けと整備内容

(1) 移動の円滑化を図る経路の考え方

重点整備地区内において、特定旅客施設(駅)と公共公益的施設を結ぶ経路であり、交通バリアフリー法に基づいて移動の円滑化を図る道路については、法律に基づく経路の条件や整備の期間、移動円滑化基準の整備内容を考慮したうえで、特定経路として設定します。

しかし、重点整備地区内で、実際に特定旅客施設から公共公益的施設までの主な経路として利用されている道路のなかには、歩道がなかったり、「歩道有効幅員が狭い道路も存在します。これらの道路については、周辺環境との調和や用地取得の難しさ、財政的制約、時間的制約等の面から、法律に基づく移動円滑化基準を満たす整備を行うことが困難であると考えられる場合もあります。

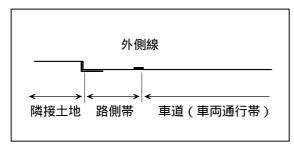
そこで府中市では、このような特定経路としての位置付けが困難な道路についても、バリアフリー化の対象から除外するのではなく、移動円滑化基準を完全に満たす整備内容とはなりませんが、対応が可能な部分のバリアフリー化を図る「準特定経路」という府中市独自の経路の位置付けを行います。

¹ 歩道有効幅員:歩道の幅員から、街路樹やガードパイプ、電柱あるいは、歩行者の安全で円滑な通行 を妨げる恐れのある工作物を除いた、歩行者等が実際に通行できる幅員。

(2) 移動の円滑化を図る経路の位置付けと整備内容

下表に示すとおり、特定経路と準特定経路の位置付けの違いにより、整備目標年次や整備の内容等で若干の差異は生じることになりますが、府中市では両経路ともバリアフリー化すべき 道路として、現状の道路構造や沿道環境等に配慮し整備を推進します。

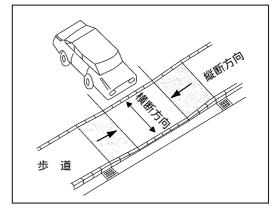
	特定経路 (交通パリアフリー法による対応)	準特定経路 (府中市としての独自の対応)
経路の設定	特定旅客施設(駅など)と周辺の主要 な公共公益的施設を結ぶ経路	同 左
整備目標年次	平成 22 年 (2010 年) までの整備が 義務化されます。	平成 22 年(2010 年)までに整備し ます。
整備方針	移動円滑化基準に基づき整備します。	移動円滑化基準を目標としますが、現 在の道路構造、沿道環境の中で可能な 部分のバリアフリー化整備をします。
整備内容	歩道の設置 歩道有効幅員2メートル以上の確保 透水性舗装 歩道こう配: 1縦断方向5%以下、 横断方向1%以下 歩道と車道を縁石線で区画 横断歩道部分の歩車道境界部の段 差は2センチメートルを標準確保 (またはゼロ段差に対しては視覚障害 者が歩車道境界を十分認識可能とす るための措置が必要) 視覚障害者誘導用ブロックの整備 音響信号機の整備 案内標識等	左記 ~ 等の中で対応可能な内容に関して整備を推進します。 そのほか、 可能な限りの歩道幅員の確保 歩道がない(2外側線のみ)道路においては、3路側帯部分のカラーリング等による歩行空間の明確化などの方策を検討します。



1 縦断方向:歩道に沿って平行方向。 横断方向:歩道に対して直角方向。

2 外側線:歩道のない道路における、車両と歩行者の通行帯の境界線。

3路側帯:外側線から道路区域外の土地との間の部分で、歩道のない道路における歩行者の通行帯。



2 移動の円滑化を図る経路

以下に重点整備地区において移動の円滑化を図る経路について示します。

対象とする公共公益的施設

特定旅客施設(府中駅または府中本町駅)から次に掲げる施設までの経路を、移動の円滑化 を図る経路として設定します。

府中グリーンプラザ	府中グリーンプラザ分館	府中市役所
府中駅北第2庁舎	中央図書館	武蔵府中郵便局
府中小金井保健所	市民医療センター	教育センター
府中公園	中央文化センター	ルミエール府中
ふれあい会館	市民陸上競技場	市民球場

(1) 特定経路

道路名称	対象区間
府中街道(主要地方道9号,17号)	[イトーヨーカドー府中店]~寿町三丁目 市民球場前~晴見町二丁目
鎌倉街道(主要地方道18号)	[イトーヨーカドー府中店]~[府中本町駅]
国分寺街道(一般都道第133号)	[富士見通り]~大国魂神社前
旧甲州街道(一般都道第 229 号)	府中市役所前~八幡宿
市道 4-124 号 ~ 4-244 号	大国魂神社西~[府中本町駅]

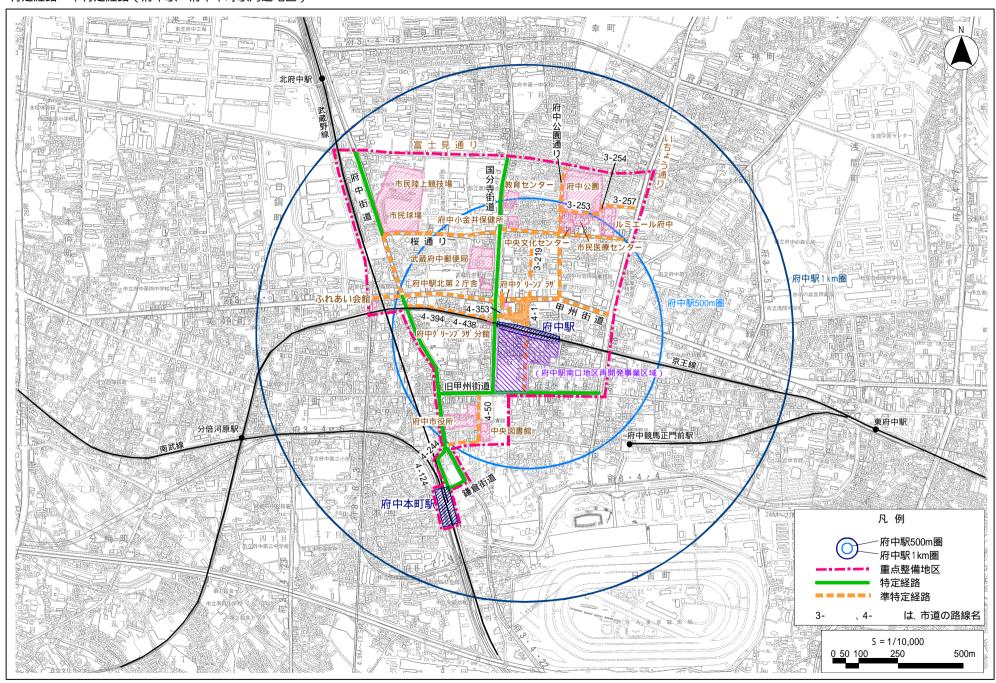
⁽注)対象区間の[]内は施設等の名称、その他は信号交差点名称を表します。

(2) 準特定経路

道路名称	対象区間
甲州街道(一般国道 20 号)	小金井街道入口~[ふれあい会館]
府中街道(主要地方道 17 号)	市民球場前~寿町三丁目
府中公園通り	府中警察署前~[府中公園北西]
桜通り	市民球場前~ルミエール府中東
市道 3-219 号	府中駅北口~[桜通り]
市道 3-253 号(公共用地の一部) ~3-254 号(公共用地の一部) ~3-257 号	[府中公園南西] ~ [市民医療センター] ~ [いちょう通り]
市道 4-1 号(府中駅前通り)	大国魂神社東~府中駅北口(ペデストリアンデッキ含む)
市道 4-50 号	[大国魂神社北西角]~大国魂神社西
市道 4-353 号	[みずほ銀行府中支店前]
市道 4-438 号~4-394 号	[府中グリーンプラザ分館]~[府中街道]

(注)対象区間の[]内は施設等の名称、その他は信号交差点名称を表します。

特定経路・準特定経路(府中駅・府中本町駅周辺地区)



注) 42ページは製本の都合上、白紙ページであるため、PDF化はしていません。 - **43** -

第6章 実施すべき事業の内容

重点整備地区において移動の円滑化を図るために実施すべき事業には、次のようなものがあり、関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会及び府中市は、平成 16 年度に事業計画を策定します。

なお、各事業は ¹ユニバーサルデザインの考え方にも配慮した「 ²重点整備地区における 移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」、「 ²道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「 ²移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」、「 ²公共交通旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」などに基づき整備を行います。

1 公共交通特定事業

公共交通特定事業とは、特定旅客施設においてエレベーターやエスカレーター、福祉対応型トイレをはじめとするバリアフリー設備を整備したり、低床のバス車両の導入などによって、公共交通機関利用者の移動の円滑化を図る事業です。

各公共交通特定事業者においては、次に示す整備内容に基づいて公共交通特定事業計画を 作成し、駅や車両のバリアフリー化に努めるとともに、接遇(利用者への対応)の向上に努 めます。

なお、京王電鉄では、基本構想の検討段階で、府中駅の改札内に改札階とホーム階を結ぶ エレベーターを設置しました。

(1) 鉄道

)		
事業主体	場所	整備の内容
JR 東日本	府中本町駅	・改札階とホーム階を結ぶエレベーターを市と協力して設置
		・運行情報装置の設置
	車両	・車両のバリアフリー化の推進
	その他	・駅員、乗務員のバリアフリー教育の推進、教育内容の拡充
京王電鉄	府中駅	・手すりの点字内容の点検、改善
		・「旅客施設における音による移動支援方策ガイドライン」に基
		づく音声や音響による案内、誘導の検討
		・福祉対応型トイレの ³オストメイト対応
		・旅客施設と歩道の視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保に
		関する道路管理者との協議
	車両	・車両のバリアフリー化の推進
	その他	・駅員、乗務員のバリアフリー教育の推進、教育内容の拡充

- 1 ユニバーサルデザイン:道路・住宅・製品などを設計・製造する場合に、障害のある人用という 区分けをなくし、だれでもが使えるものを作るという考え方。
- 2 各種基準及びガイドライン:各特定事業者が事業の実施に際し、遵守すべき具体的整備内容を示した基準及び利用者がより円滑に利用できるよう望ましい整備内容を示した指針。
- 3 オストメイト:大腸ガン、膀胱ガンの治療のため、人工肛門、人工膀胱などのように手術で人工 的に腹部に「排出口」(ストーマ)をつくった患者のこと。

(2) バス

,		
事業主体	場所	整備の内容
京王電鉄バス	停留所	・停留所の視覚障害者誘導用ブロックの移設や敷設形態に関する
京王バス中央		道路管理者との協議
		・バス停ポールの表示デザインの統一
		・バス停上屋・ベンチの必要性に応じた設置
	車両	・車両のバリアフリー化の推進
		・車内のバス停名表示器の整備
	その他	・乗務員のバリアフリー教育の推進、教育内容の拡充

次の課題については、今後、国の基準や社会的動向を見ながら検討を進めます。

事業主体	場所	課題
JR 東日本	府中本町駅	・駅施設の点字案内板の設置 ・ ¹ ホームドア等の設置によるホーム転落防止対策 ・視覚障害者にとって分かりやすく歩きやすい視覚障害者誘導 用ブロックの形状や敷設方法等 ・バリアフリー対応新型券売機の設置
京王電鉄	府中駅	・ホームドア等の設置によるホーム転落防止対策 ・視覚障害者にとって分かりやすく歩きやすい視覚障害者誘導 用ブロックの形状や敷設方法等

¹ ホームドア:ホーム上の乗降客の安全を確保するため、列車のドアの位置に合わせてホーム上に設置されるドア。列車のドアと連動して開閉する。

2 道路特定事業

道路特定事業とは、特定経路を歩きやすい歩行空間とするため、移動円滑化基準に沿って歩 道の拡幅や路面の改良、案内標識、視覚障害者誘導用ブロックの敷設などを行う事業です。

道路管理者においては、現在の道路の構造を踏まえたうえで、次の整備内容に基づいて事業 計画を作成し、バリアフリー化を推進します。

なお、府中市では、基本構想の検討段階で、府中本町駅北側の駅前広場と市道 4-124 号を結ぶエレベーターの設置や、市道 4-124 号と 4-244 号のバリアフリー化整備を行いました。

事業主体	整備路線	区間	整備の内容
東京都	府中街道	[イトーヨーカドー府中店]	・段差やこう配の改良、視覚障害者誘導用ブロッ
		~ 寿町三丁目	クの敷設等
		市民球場前~晴見町二丁目	
	鎌倉街道	[イトーヨーカドー府中店]	
		~ [府中本町駅]	
	旧甲州街道	府中市役所前~八幡宿	
	国分寺街道	[富士見通り]	
		~ 府中小金井保健所前	
府中市	けやき並木	府中小金井保健所前	・ゼロ段差部分で視覚障害者が歩車道境界を認識
	(国分寺街道)	~ 大国魂神社前	できる措置の検討
			・歩道内障害物(車止め、分電盤、街路灯等)の
			位置、大きさ等を含めた改善措置の検討
			・一時自転車置場の確保と放置自転車の撤去
			・自転車と歩行者の通行区分の分離の検討
			・視覚障害者誘導用プロックの敷設替えの検討
	市道 4-124 号	大国魂神社西	・店舗前における自転車の歩道上駐輪対策
	~ 4-244 号	~ [府中本町駅]	

(注) 区間の[]内は施設等の名称、その他は信号交差点名称を表します。

3 交通安全特定事業

交通安全特定事業とは、高齢者や身体障害者が安全に道路を渡れるようにバリアフリー対応型信号機(音響式信号機など)を整備したり、違法駐車の取締り、違法駐車行為の防止についての広報・啓発活動などを行う事業です。

事業主体	整備の内容
東京都公安委員会	・交差点へのバリアフリー対応型信号機の設置
	・ ¹ LED 式信号灯器への更新
	・違法駐車行為の防止についての広報・啓発活動

1 LED 式信号灯器:電球の代わりに発光ダイオード(Light Emitting Diodes)を用いた、西日による疑似点灯がなく、 光源が強く視認性に優れている信号灯器。



4 その他の事業

(1) 準特定経路におけるバリアフリー化事業

準特定経路については道路の構造や周辺の環境などを踏まえたうえで、移動円滑化基準を目標に、可能な部分の整備を行います。具体的な整備内容を以下に示します。

事業主体	道路名称	区間	整備の内容
国	甲州街道	小金井街道入口	・段差・こう配の改良および視覚障害者誘導用ブ
		~ [ふれあい会館]	ロック敷設について調査・設計を実施し、でき
			る限り移動円滑化基準に沿った整備を実施す
			న <u>ి</u>
			・地元等と調整し、街路樹の一部撤去等による
			可能な限りの歩道幅員を確保する。
東京都	府中街道	市民球場前~寿町三丁目	・段差やこう配の改良、視覚障害者誘導用ブロ
			ックの敷設等
府中市	府中公園通り	府中警察署前	・ ¹ツリーキーパーの整備等による可能な限り
		~ [府中公園北西]	の歩道幅員確保
	桜通り	市民球場前	・歩道舗装不良箇所の改善による平坦性の確保
		~ ルミエール府中東	・ゼロ段差部分で視覚障害者が歩車道境界を認
	市道 3-257 号	「府中公園]	識できる措置の検討
		~ [いちょう通り]	・歩道の段差やこう配の改良
	市道 4-50 号	[大国魂神社北西角]	・視覚障害者誘導用ブロックの未設置箇所への
		ੵ - ~[大国魂神社南西角]	設置
		(公共用地の一部含む)	
	市道 4-1 号	大国魂神社東	・歩道の段差やこう配の改良
	(府中駅前通り)	~ 府中駅北口	・ゼロ段差部分で視覚障害者が歩車道境界を認
		(ペデストリアンデッキ	識できる措置の検討
		含む)	・ペデストリアンデッキと地上を結ぶエレベー
			ター設置の検討
			・バスターミナルの視覚障害者誘導用ブロック
			の改善
			・視覚障害者誘導用ブロックの色、形状の見直し
	市道 4-353 号	 [みずほ銀行府中支店前]	・旅客施設と歩道の視覚障害者誘導用ブロック
			の連続性の確保
			・車止めの視認性の向上、形状の改良
			・放置自転車の撤去、誘導
	市道 3-219 号	府中駅北口	・路側帯部分のカラーリングなどによる歩行空
		~ [桜通り]	
	市道 4-50 号	[大国魂神社南西角]	・放置自転車、標識、看板等の撤去など、安全
		~ 大国魂神社西	な歩行空間の確保
	市道 4-438 号	[府中グリーンプラザ分館]	
	~ 4-394 号	~[府中街道]	
	市道 3-253 号	[府中公園南西]	・ゼロ段差部分で視覚障害者が歩車道境界を認
	~ 3-254 号	~ [市民医療センター]	識できる措置の検討
		(公共用地の一部)	・歩行動線の連続性の確保

(注) 区間の[]内は施設等の名称、その他は信号交差点名称を表します。

(2) 誘導サイン整備に関する取組

駅から周辺の主要な公共公益的施設までの道路上にある案内板の位置や内容を調査したうえで、色覚特性にも配慮し、分かりやすくなるよう検討を加え、各道路管理者の協力を得て必要に応じて改善します。

なお、視覚障害者に対する音による誘導方法については、より多くの人が使いやすいものと なるように、現在のところ、さまざまな手法や機器が研究・開発されています。本市において は、今後このシステムの導入について検討を重ねます。

(3) 心のバリアフリーに関する取組

交通バリアフリー化を実現し、だれもが移動しやすいまちにするためには、施設を整備するだけでは不十分であり、その施設がどういう役割をもって、なぜ必要なのかをだれもが理解する必要があります。そのために、次の取組を行います。

自転車利用者のルールとマナーに関する普及・啓発活動

自転車は、身近な交通手段として、また、環境にやさしい交通手段として、多くの人が利用している乗り物ですが、利用するうえでのルールやマナーが守られていない状況が見られます。 特に駅周辺では、歩道上に自転車を放置することにより、歩行者の通行の妨げとなっています。なかでも視覚障害者誘導用ブロック上に自転車を置くことにより、視覚障害者が安全に通行できなくなってしまったり、放置自転車によって歩道の幅が狭められてしまい、車いすで通行することが困難となってしまいます。

また、歩道は歩行者の通行が優先であるにもかかわらず、自転車利用者の中には、歩道を通行する際にスピードを落とさずに通行したり、時には歩行者に対してベルを鳴らして通行するケースも見られます。もし、視覚障害者や聴覚障害者が歩行していた場合には、自転車の接近が見えなかったり、ベルが聞こえなかったりするため非常に危険です。

歩道上の自転車の放置をなくすため、また、自転車が歩道を通行する際の運転ルールの理解 を深めるため、交通安全運動、自転車教室、広報など、機会をとらえて、自転車利用者のルー ルの遵守、マナー向上に関する普及・啓発活動を行っていきます。

学校教育における取組

これからの府中を担っていく子どもたちのバリアフリーに対する認識を深めるために、各学校では、バリアフリーに関する教育を、教科の授業や、児童会・生徒会などのボランティア活動、道徳、総合的な学習の時間など、全教育活動を通じて行っています。また、障害者との交流活動や福祉体験活動などの校外での障害者理解体験等も実施しており、今後も充実していきます。

一方、教育委員会では、障害者を理解するための体験などを中心とした教員の研修を引き続き行っていきます。

施設のバリアフリー対応状況などに関する情報提供

社会福祉協議会と協力し、身体障害者が日常生活を営んでいくうえで必要な施設のバリアフリー対応状況等に関する情報を提供していきます。

また、身体障害者が日常生活の中で困っていることや周りの人ができる簡単な手助けなどを市民の皆さんに理解してもらうための普及・啓発を行います。

第7章 その他考慮すべき事業

重点整備地区において、移動の円滑化にかかわる事業や関連計画としては次のようなものがあります。今後、これらと基本構想との整合性を図りながら、移動の円滑化を進めます。

けやき並木の自転車対策について

けやき並木は、市の中心に位置しており、国の天然記念物であると同時に、市のシンボルに もなっており、多くの人で賑わっていますが、自転車と歩行者が輻そうしている状況が見受け られます。

市では、自転車駐車場の周知、自転車利用者のマナー向上のための啓発活動、買い物用の一時自転車置場の確保、放置自転車の撤去などを行っていますが、だれもが歩きやすい歩行空間となるよう、今後もこれらの事業を行っていきます。

府中駅南口再開発事業について

府中駅南口再開発事業の区域内の、区画街路および駅前広場は、けやき並木や府中駅および 北口の駅前広場との連続性と安全性に配慮した歩行空間を確保し、景観にも配慮したものとし ていきます。

また、府中駅と再開発地区との円滑な連絡を図り、安全で快適な歩行空間を確保するため、 人工地盤(ペデストリアンデッキ)を設置するとともに、再開発地区内の施設内部に垂直移動 の手段を確保することにより、歩行者の移動の円滑化を図っていきます。

このたび基本構想を策定しますが、この構想は交通バリアフリー化を進めていく方向性を示 したものであり、これに基づいて各事業者が協力しながら事業計画を作成し、それに基づいて 実際の整備が行われなければなりません。また、事業者がバリアフリー化に向けて努力をして も、実際に利用するのは市民の皆さんです。整備されたものの意味と、なぜそれが必要なのか ということを、市民の皆さんが理解しなければ、だれもが歩きやすいまちにはなりません。 そこで、今後、次のような取組を行っていきます。

- 事業計画の策定に向けた事業関係者間の連絡調整組織を設置するとともに、事業計画 策定の進ちょく状況などについて、「福祉のまちづくり推進審議会に報告します。
- 整備内容や方策(誘導サイン計画やゼロ段差を認識させる方法など)について、高齢 者や身体障害者などの意見を反映させるため、「福祉のまちづくり推進審議会などに 意見を聞きながら事業を進めます。
- 高齢者の利用を想定したバリアフリー対応型信号機の活用システムの検討を行います。
- バリアフリー化するために設置されている設備(視覚障害者誘導用ブロック、 ²誘導 チャイムなど)の意味などについて、市民の皆さんに広く理解してもらうようなパン フレットを作成したりイベントを活用した啓発活動を実施します。
- 事業の進ちょくの状況などを、広報やホームページを活用して積極的に市民の皆さん にお知らせします。

1 福祉のまちづくり推進審議会:福祉のまちづくりに関する施策を計画的に推進するうえで必要 な事項を調査及び審議するため、府中市福祉のまちづくり条例 に基づき設置した審議会で、市民、事業者、高齢者団体及び障 害者団体の関係者、学識経験者から構成されている。

2誘導チャイム:施設の入口や案内板などの設備の位置を音で知らせて誘導するチャイム。

参 考 資 料

府中市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)第6条の規定に基づく府中市交通バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するため、府中市交通バリアフリー基本構想策定協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2 協議会は、市長の依頼に基づき、基本構想の策定に関する事項について、協議し、 検討し、又は調整し、その結果を市長に報告する。

(組織)

- 第3 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する委員(以下「委員」という。) 15人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公共交通等関連事業者
 - (3) 高齢者団体の代表者
 - (4) 身体障害者団体の代表者
 - (5) 商業関係の団体の代表者
 - (6) 公募による市民

(委員の任期)

第4 委員の任期は、第3の規定により市長から依頼を受けた日から、第2の規定による協議、検討、又は調整の結果を市長に報告する日までとする。

(会長及び副会長)

- 第5 協議会に会長及び副会長を各1人置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第6 協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこるによる。

(委員以外の者の出席)

第7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、都市建設部土木課において処理する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成14年5月7日から施行する。

府中市交通バリアフリー基本構想策定協議会の協議経過

開催日		活 動 内 容
平成14年8月5日	第1回協議会	府中市交通バリアフリー基本構想策定協議会 発足
		(協議内容)
		・会議の運営方法等について
		・交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定について
平成14年9月6日	第2回協議会	(協議内容)
		・平成13年度調査結果の概要報告
		・点検調査の実施について
平成14年9月30日	第3回協議会	(協議内容)
		・点検調査の具体計画について
平成14年10月27日	第4回協議会	府中駅、府中本町駅周辺を対象としたまち歩き点検調査 実施
平成14年11月11日	第5回協議会	まち歩き点検調査を基にしたワークショップ 実施
平成14年12月9日	第6回協議会	(協議内容)
		・点検調査およびワークショップから挙げられた課題について
		・重点整備地区および移動の円滑化を図る経路の案について
		・新小金井街道他の踏査について
平成15年1月31日	第7回協議会	(協議内容)
		・重点整備地区の考え方について
		・移動の円滑化を図る経路の考え方について
		・重点整備地区におけるバリアフリー整備課題の整理について
		・市内全体に関わる課題について
平成15年2月28日	第8回協議会	(協議内容)
		・信号機に関する説明
		・移動の円滑化を図る経路の考え方について
		・市内全体に関わる課題について
平成15年5月7日	第9回協議会	(協議内容)
		・市内全体に関わる課題について
		・基本構想策定までのスケジュールについて
		・基本構想(案)のイメージについて
平成15年6月13日	第10回協議会	(協議内容)
		・基本構想(案)の内容について
		・パブリックコメントの実施方法について
		・新小金井街道他の踏査参加者の感想について
平成15年7月2日	第11回協議会	(協議内容)
		・基本構想(案)の内容について
		・パブリックコメントの実施方法について
平成15年8月11日~9月1日	パブリックコメント	府中市交通バリアフリー基本構想(案)の公表
平成15年8月11日~9月3日	の実施	府中市交通バリアフリー基本構想(案)に対する意見の募集
平成15年10月1日	第12回協議会	(協議内容)
		・基本構想(案)に寄せられた意見について
平成15年11月7日	第13回協議会	(協議内容)
		・基本構想(案)の修正について
平成15年12月17日	第14回協議会	検討、協議、調整結果の報告(基本構想検討報告書の提出)

府中市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

氏名	所属
北川博巳	東京都老人総合研究所 介護·生活基盤研究グループ研究員
牧角修	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所 調査第一課長
加藤直宣	東京都北多摩南部建設事務所補修課長
和田幸夫	府中警察署 交通課長
磯辺公雄	府中市都市建設部 管理課長
府川良二	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社総務部企画室室長
吉井時広	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社総務部企画室 副室長 (平成15年1月31日から)
吉田豊大	京王電鉄株式会社鉄道事業本部 特命プロジェクト・マネージャ -
堀内 徹	京王電鉄バス株式会社 営業第一担当課長
清水貴之	京王電鉄バス株式会社 営業第一担当課長 (平成15年7月2日から)
林 秀一	府中市老人クラブ連合会 副会長
吉雄稔彦	府中市老人クラブ連合会 副会長 (平成15年9月18日から)
下條輝雄	府中市身体障害者福祉協会 会長
高野淳子	府中市聴覚障害者協会 会員
森 登美江	府中市視覚障害者福祉協会 会員
村木 茂	府中駅北口商店会 会長
井上義勝	府中市商店街連合会 会長 (平成15年5月22日から)
小西さつき	公募市民
御手洗昭二	公募市民

会長

副会長

パブリックコメント関連資料

広報



閲覧用基本構想(案), 音読テープ, 音読 C D



府中市交通バリアフリー基本構想

発 行 日/平成16年1月

編集·発行/**都市建設部土木課**

〒183-8703 東京都府中市宮西町 2 丁目 24 番地 電話 (042) 364-4111 (代表)(042) 335-4349 (土木課) FAX.(042) 335-0499 ホームページ http://www.city.fuchu.tokyo.jp/